

## 広島県告示第五百五十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和二年四月三十日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称		土砂災害警戒区域	所在地
自然現象の種類	原因となる発生原		
崩壊	急傾斜地の	表区域の示	広島県広島市西区井口二丁目、広島市西区井口四丁目地内
次のことおり	次の図のことおり	区域の名称	土砂災害特別警戒区域
井口二丁目 (二二三三一) (二)	井口四丁目 (二二三八一) (二)	井口四丁目 (二二三八一) (二)	の自然現象の種類による土砂災害
崩壊	急傾斜地の	号三律の土戒定第区域年施推砂区す九域で政行進災域る条の定令に害防に土砂二表示め第へ関防に災項及る八平す止お災害にび事十成る対け害にび項四十法策る警規法	次の図のことおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。